

ID: 0443

担当部署: 企画総務部 総務課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市個人情報保護条例 第35条		
例 規 番 号	平成17年条例第13号		
【根拠条文】 (罰則) 第35条 5 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 29 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日